

青森県告示第七百八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十条の規定により、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

平成二十八年十二月十二日

青森県知事 三村 申吾

一 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止

二 実施する区域

県内全域の百羽以上の家きんを飼養する農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きんを飼養する農場。ただし、平成二十八年十一月二十八日以降、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行った家きんを飼養する農場を除く。

三 実施の期日

平成二十八年十二月十三日から同月三十一日までのいずれかの日

四 実施方法

消石灰等の消毒薬の家きんを飼養する農場内における家きん飼育施設周囲及び農場外縁部への散布